

「我が国の海洋生物資源の資源管理指針」の一部改正の概要

1 資源及び漁獲の状況等の更新

平成 29 年資源評価の結果等の公表に伴い、資源評価の記載内容や図等を更新したものの。

2 漁業種類別資源管理の漁業種類の追加

めかじき、かつお、くろまぐろの資源管理を推進するため、漁業種類別資源管理の対象に東シナ海かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業を追加したものの。

3 漁業種類別資源管理の資源管理措置内容の変更

(1) 大中型まき網漁業

強度資源管理の対象措置であるくろまぐろの小型魚（30kg 未満）の漁獲量上限の設定を自主的措置から公的措置へ移行する旨を追記したものの。

(2) 沖合底びき網漁業

愛知県地区及び石川県地区における自主的管理措置（休漁等）を追加するもの。

4 魚種別資源管理の魚種の順序変更

くろまぐろが TAC 対象種となったことに伴い、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行令の記載順序にあわせて記載順序を変更したものの。